



会員 白神 優理子

## ラブ・ストーリーに寄り添って

### 1 時効間際の事件依頼

2014年2月のある日、記録的な大雪の中その女性(A氏)は事務所を訪ねてきた。小料理屋を切り盛りしているというA氏の依頼内容は、亡くなった夫の遺族年金を受給したいというものであった。

「7年間も別居していて、住民票上の住所も別だから支給は無理だと言われ、何度も市役所から追い返されて来た」。

一縷の望みを託されたその雪の日は、5年の時効期間まであと僅かだった。

### 2 難航につぐ難航

すぐに受給申請の手続を行ったところ、「国家公務員共済組合法上、『生計同一性要件』を充たすことの証明が必要」との返答を得た。どのように証明するのか。同法についての裁判例はなく、逐条解説は絶版であった。国会図書館での調査の結果、今回のケースでは、①生活費、療養費等の経済的な援助、及び②定期的な音信、訪問の証明が必要であることが判明した。

A氏に聞き取りを試みた当初、彼女は多くを語らず、別居理由は夫の借金ということしか分からなかった。

私は、「夫婦なら同居・協力して債務返済をするのではないか」と疑問を持った。また上記②を証明する証拠がほとんどなく、頭を抱えた。

### 3 糸口

そんな私に手がかりを与えたのが、先輩弁護士や両親・姉からの言葉だった。

「結婚を目指して別々に努力している若者と同じような状態なのでは？」などの説明を受け、認識が変わった。また、「形式的に要件を充たそうと考えるのではなく、離れていても夫婦としての実態があったことを伝えることが目的」との助言を受けて、目指す方向・A氏から聞き取るべき事柄が明確になった。

A氏にはどんな事情があったのか。先輩弁護士から「相手の立場や状況を理解するには、経済・生活状態を知り、寄り添うところから出発しなさい」という指南

を受け、A氏の営む小料理屋を訪問した。

ささやかな店構えの小料理屋には陽気な常連客が集っており、打合せでは控えめだったA氏が、お店では生き生きとしていた。日本酒も料理も美味しかった。A氏の40年が垣間見えた。

### 4 恋愛小説家のように

小料理屋への訪問と聞き取りによって数々のことが分かってきた。

A氏の夫は「迷惑をかけたくないから別々に暮らそう。また必ず同居できるようにする」と言って譲らなかったこと。夫を支えたくて店を始め、住み込むために別居せざるを得なかったこと。月末は店の財政が苦しくて、夫の少ない収入から毎月お金を振り込んでもらっていたこと。夫が入院してから何度もお見舞いに足を運んだこと。

少ない証拠だったが、たしかに夫婦の実態があった。そのことを文章にして力説した。A氏と亡くなった夫との間の思いと人生を綴る、まるで恋愛小説家のような感じだ。

### 5 「人生が変わった」

A氏から連絡を受けた。不支給とされて裁判になることを覚悟していたが、「支給決定が出た」というものだった。

その後、小料理屋で祝杯を挙げた。A氏は「人生が変わりました」と涙を流しながら、繰り返し繰り返し嬉しそうに語ってくれた。

市役所に何度も追い返された方の力になれたこと、お金を貯め込んでいるところから必要なお金をとることができたことから、弁護士になって良かったと心から思った。

このとき、先輩弁護士が国会図書館で調査をしたことをバラしてしまった。

A氏はさらに涙をボロボロ流して「そこまでしてくれたんですか」と手を握ってくれた。専門家なのに苦労している姿を見せることはカッコ悪いことだと思っていたので、感謝し喜ばれたことに驚いた。専門家としての意識は持ちつつも、色々な意味で勝手に自分と依頼者とを線引きしてはいけないのだと思わせてくれた事件だった。